国際法

皆 川 洸

者である大平善梧博士であった。 業を志向する卒業生が少なくなく、そして多くの人材が輩出した(卒業生で海外に勤務するものがいかに多かっ ず、国際法教育が直接に結びつく職業的機会は、大学で専門に教えることは別にして、とりわけ外交・領事任務 性をもってきたが、その講座を担当されてきたのは、きわだって個性的な二人の学者―中村進午博士とその後継 である)。そして今日でもこの伝統は維持されている。こうして 国際法教育は、とくに本学において 実際的重要 たかは、たとえば「東京商科大学一覧(自大正十年至大正十一年)」に付された卒業生就職地別表を見ても明らか につき、また海外経済活動に従事することであろう。一橋大学には、東京高等商業学校の時代から、これらの職 どこの国においても同じ事情であると思われるが、国際法は法学部において広く教えられているにもかかわら

国際司法裁判所の判事となり、翌年その裁判所長に選ばれた。「国際生活の調和のとれた 発展のためには 東洋の天才の貢 ばならない。安達博士(一八六九―一九三四年)は著名な外交官であり、ベルギー大使等をつとめた後、一九三〇年常設 (1) なお、一九○三―一九○八年安達峰一郎博士が講師として国際法と外交史を講義されたことに言及しておかなけれ 法

「日本の領事裁判制度」というテーマを追究した。(2)

of His Birth, JAIL (1970) 幸人「PCIJ創設期における安達峰一郎博士の役割」日本法学四四巻三号、Sekino, Dr. Minéichirô Adachi-Centenary 献が不可欠である」(A・ハマーショルド)といわしめたほどの人物であった。「安達峰一郎」・国際法辞典 六頁、

中村進午博士(一八七○─一九三九年)は、一九○○年東京高等商業学校の講師、一九○二年 兼任教 授 と な 一時期職を解かれたが、一九〇六年教授として復帰し、大学昇格とともに一九二〇年から東京商科大学教授

となり、一九三〇年に停年退官された。なお、一九二四年から附属高等専門部教授を兼任された。

して国際法と外交史を研究し、とくにハイデルベルヒ大学ではイエリネックの演習に参加して、その与えられた を志すことになった。近衛篤麿公の知遇を受けて一八九五年学習院教授となり、三ヶ年ドイツとイギリスに留学 (一八九二年) において、わが国が横浜のイギリス領事裁判所で敗訴となるに及び、心機一転して国際法の研究 中村博士は、一八九四年東京帝国大学独法科を卒業し、大学院で国法学を学んだが、卒業前ラヴェンナ号事件

件の中心人物として活躍した。三回にわたる博士の関与のうち最後のものが一九〇五年ポーツマス講和条約批 は 准カ、法律ノ裁可ト均シク許否ノ自由ヲ存スルハ、之ヲ国際ノ法理ニ照シテ明ナリ」としるされたという。博士 拒絶請願書の捧呈であったが、そこには「其条項一トシテ開戦ノ目的ヲ達スルニ足ルモノナク」、「夫レ条約ノ批 中村博士の名を後に留めたのがいわゆる七博士事件である。博士は、近衛公の対露独硬論に共鳴して、 この請願書捧呈の後学習院教授および東京高等学校教授を免ぜられたが、一九○六年再び講壇に復帰した。

は のを取り出してみよう。 中村博士が明治中期から大正にかけてわが国における 国際法研究に果された 役割は 大きい。その 学問的立場 とくにドイツの実証的学説を吸収して構築されたように思われる。 数ある著作のうちから若干の

条約の比較研究を行なったものであった。そこでは、新条約改正の沿革、新条約締結に関する一般原理、 詳細な考察が展開されている。 国民の地位、 あり、「新条約論」(一八九七年)は、条約改正後新条約の実施にそなえて、 例」(一八九五年) 第一は、国際法上の先例のくわしい検討や条約の実証的比較研究を行なったものである。すなわち、「媾 海上航海、 は 日清戦争の終結を前にして、 置領事、 居留地の廃止、 領事裁判の撤去、最恵国条款の各項目に関連して上記の 一九世紀の主な戦争につき、 わが国が主要国と締結した通商航海 媾和の 先例を研究した もので 関税、 |趣旨の 和 類

玉 国際条約も集録され、 国際争議調和の方法に章別され、それに戦時国際公法の講述また付録としてわが国が締結した条約を含む重要な 亡、国家の承認、 公法と他の諸科学との関係、 二分し、平時国際公法は、国際公法の性質及び意義、国際公法の字義、 公法論綱」(一九二二年)がある。「国際公法論」は、 . ル生存条件ヲ確ムル法律的形式ナリ」とされ(二頁)他方「法律ハ利害共通ヲ観スルニ因リテ発生シ信用及誠 国際法の体系的叙述である。「国際公法論」(一九一六年)の大著があり、いっそうハンディな「国際 国家の義務、 全巻一○○五頁の大著となっている。 国際公法学の歴史、 国家の権利、 国際公法上の機関、 国際公法上の権利義務の主体、 学理上というよりもむしろ便宜上の考慮から平時と戦時 博士は、 国家の権利義務の承継、 そのなかで 国際法学の系統、 国家の種類、 「国際公法トハ世界 国家代表機関、 国際公法の淵源、 国家の成立及び滅 条約、 国際

ス

と比肩する価値をもつとされた。

実ヲ以テ行ハル而シテ此両者ハ互ニ相関聯スルモノニシテ信用ト誠実トニ保證ヲ興フルモノハ利害ノ共通ナリ利

害の共通ハ実ニ国際公法ヲ完全ニ維持スルカナリ」と論じられている(七頁)。

第三に、フリードリッヒ・フォン・マルテンス「国際法」(上・下、一九○八年)の 訳業である。フォン・マ

Concise History of the Law of Nations, 1454, p. 184)。三年の年月を費したといわれる一四○○頁余のこの訳 長く国際法の最上の体系的解明であり、間違いなく国際法の「クラシック」であると評価される(Nussbaum, A

ルテンスは、人も知る国際法学の「英雄」時代を飾る最後の国際法学者であって、その著は、同時代またその後

わが国におけるヨーロッパ国際法学説の摂取において、立作太郎博士「ホール氏国際公法」(一八九九年)

年いまなお低迷をつづける筆者にとって、この言葉ほど勇気づけられ、励ましとなるものはない。 於テ混沌タルモノ尚此ノ如シ而シテ此ノ混沌タル所却ツテ研窮者ノ以テ興味ヲ深クスル所以ニシテ鈍漢、 如クニシテ没頭三十年帝ニ倦怠ヲ生ゼザルノミナラズ」云々と書かれているが、国際法の何たるやを追って三十 博士は、「論綱」の序において、「国際法生レテ茲ニ幾百年、世界戦争終局ヲ告ケテ三星霜ヲ経過シタル今日ニ

法

- 3 大平善梧「名誉教授中村進午博士逝く」一橋論叢四巻六号、「中村進午」・国際法辞典五〇八頁。 一又正雄「日本の国際法学を築いた人々」九六頁以下。
- はらわた」(一九一三年)、「天に口なし」(一九三一年)がそれで、どの頁を めくっても 読む人の一笑を さそわずに いな い。その一つを披露しよう。ベルリン大学の 前はいつも講義の 聴取れぬほど躁々しい 兵隊の 行進になやまされていた。 中村博士の講義は実に面白かったという。博士には、これをうかがわせるに足る 軽妙洒脱な 小話集がある。「蛙

「明治三十年の五月頃ヒュブラーの国際法の講義の時に例の如くドンドンピューピューやって 来た先生疾呼して 曰く、帝

任ぜられた。 った。その後青山学院大学法学部教授、さらに青山学院大学長に選出され、一九七四年亜細亜大学法学部教授に 大平善梧博士(一九〇五年~)は、一九二九年東京商科大学を卒業、一九三一年同大学助手に就任し、 一九四九年名称変更に伴い一橋大学法学部教授となり、一九六九年に定年退官されて名誉教授とな 助教授、

法 学風について、筆者はすでに別の機会に一文をしたためたので、ここでは再度その要点を略言するにとどめたい。 に臨んで中正妥当な外交時論を展開し、もって健全な世論の喚起に努められた。国際法学者としての大平博士の 大平博士は、多くの著書および論文によってわが国の国際法学の発展のために多大の寄与をするとともに、時

国

際

一・三・四合併号)。また法論理の貫徹が 実際的考慮によって 抑制される必要性を説き、わが憲法上憲法優位説 この現実基盤をふまえて無限定な国際法優位説の 観念性を 批判された(「国際法優位説の限界」比較法雑誌二巻 博士によれば、 を採用しながら、国際関係を顧慮して条約の 司法憲査に裁判所の自制を 求め(「砂川判決と条約審査権」集団安 国際法は世界国家の法ではなく、複数国家制度を基調とする国際社会で通用している法であり、 られるという姿勢にある。いたずらに概念の精緻さを求めて、現実から流離することを斥けられた。こうして、

大平博士の国際法学説の特徴はといえば、先生一流の即物性といったもの―現実を直視して、その核心にせま

をゆがめるまぎわで停止すべく、日韓条約の中に軍事条項は一つも存在しないのにこれを軍事同盟であるとする

国際法関係の分析において 健全なシニシズムは 不可欠であるが、それは現実

全保障と日本外交・所収)、他方、

体に即して「集団防衛方式」という新しい皮袋を用意すべきであると 論じられた(「集団安全保障の 本質」 固執すべきではなく、 0) は間違いであると指摘された(「日韓修交の大道」アジアと日韓関係・所収)。さらに、すりきれた既成概念に 対抗的契機を含む地域安全保障は、 集団安全保障でも、 伝統的軍事同盟でもなく、その実 日本

安全保障と国際法・所収)。

学 Ļ とのえる意味において 役立つけれども、 大平博士は、 一国の外交政策の決定においては、その国の 国家的利益を基準とすべきであると 主張された(「国際法の魔 国際法が外交の手段として用いられることを重視し、 それ以上に外交政策の 態度決定そのものまで 支配する力を 有しないと 国際法は、 外交的主張をなす法的根拠をと

法 問題として現実案件の処理を図るという方向を示されたのであって(「『二つの中国』は神話ではない」アジア外 過剰介入を戒めたものと思う。 交と日韓関係 て中共の承認を行なうかという形で問題を提示し、長期問題として中共承認の線を打ちだしながら、 時の法令二八一号、「政策決定と国際法」日本の安全保障と国際法・所収)。これは、外交問題に対する法 博士は中国承認問題に関して、「二つの中国」の現在する状態にかんがみて、 所収)、 これは国家でなく、政府の承認問題で あるという国際法上の 大筋をふまえた法政策論 権宜のためには国際法の要請など瑣末な事でしかないということではもちろんな いかに摩擦を 少なくし 同時 に短期

郭を示されたが、その中で、 社会現象に内在する意味をくみとる必要性を力説された。 法的ビザンティニズムを排し、 リアリズムは無意味な事実の発見に終始して、とくに事物の意味を忘れがちである 社会現象の現実を直視する立場をとりながら、 博士は、 二〇世紀の学問としての 他面、法もまたその一つである 「国際関係論」

あったのである。

四号)。博士は、

次のように書かれた。

国

が、 際関係論がいちじるしく目的的・ユートピア的であることは、この意味で誇ってよいとされたのであった(「ケ 事実に即しつつ、 しかも事実を越えてはじめて実証主義の不毛を克服しうるものであり、若い学問である国

ースメソッドと国際法」法学研究2)。

チュスの学説のうちに国際法思索の不朽の 規範を求められた(「グローチュスと その自然法」一橋論叢四七巻 こうして大平博士は、 単なる実証主義ではなく、近代国際的思想の始点に立ちかえるなかで、 フーゴ ・ グ

sensus communis に向って発せられた最後の訴えだったと見られるであろう。」 的良心への訴えであったが、もしそれが、功を奏させなくとも、少なくとも 最低限度として 是非得失を 弁える 共通知覚 異教徒にも約束の成立を説いた寛容と自由の信念には今さらに感動を覚えるものがある。彼の理論の訴えは、キリスト教 設定は現代においても必要だと思われてならない。グローチュスが反対教会にたいして何らの偏見を示すことなく、また 的な複数国家の法的体制を採用することによって、平和と秩序を確立しえた。彼の統治的正義に基づく愛の法によって最 大限の世界秩序を樹立しえないにしても、少なくとも報償的正義 justitia expletrix に合する 最低限度の自然的秩序の しめ一般的で恒久的なキリスト教的平和と真正で誠実の友誼関係を回復する、 一一・二四)に大きく影響を及ぼした。新旧両陣営間の三十九年の持久戦は、宗教的信条にかかわりなく、グローチュス 「寛容と中庸を説くグローチュスの国際法論は、結局彼の 死後三年余にして、宗教にかかわりなく 欧州の主権者を共存せ ウエストファリア条約の成立(一六四八・

と安全保障」日本の安全保障と国際法・所収)、国際法が 平戦時をとわず、国の主権行動を律する 法であるかぎ 博士は、国際秩序の指導的原則として「寛容の原則」の重要性に注意を喚起し、信条の相違を寛容の精神で包 相互に不干渉・不侵略の立場を堅持することが 軍縮を軌道に乗せる 前提条件であると説き(「軍備縮小

学

法

般国際法の領域では、

国家および政府の承認、

国家相続、大陸棚、

軍艦および公船の地位に関する諸論文が

り 権力闘争の現実に立ちつつも、 なおその機能を残存せしめるよう最善の人智をしぼりだす必要性を訴えたの

P れよう。 (「米外交と国際法」国際問題一八号)、生ける国際法の実相にたいする深い認識に基づく立言であったとみら

さいに現地調査に基づいてまとめられた「支那航行権問題」(一九四三年)を中心とする 一連の 実証的研究があ 大平博士の国際法研究の領域ははなはだ多岐にわたる。一九三九年から七回に及ぶ満州および中国への出張の ローチュスのDe Jure Belli ac Pacis に対する一考察」久保博士還暦記念論文集・所収、「グローチュスの またグローチュスの学説解釈において独自の見解をひれきした論文がある(「グローチュスと自然法」前掲、

究されたテーマは、わが国の国際法継受問題であり、 De Veritate Religionis Christianaと日本」英博士還曆記念論文集・所収)。また博士が早くから興味をもち研 神的母体としてとくに蘭学と朱子学派の思想に注意を促された(「国際法学の移入と性法論」一橋論叢二巻四号、 わが国における自然法的国際法の継受を容易ならしめた精

「国際法の継受」拓植大学論集七巻一号、「日本の開国と国際法」現代法学の諸問題・所収)。

棚の法理」比較法雑誌二巻一号、「軍艦乗組員の外国領土における地位」国際法外交雑誌五三巻三号)、そのいず あり(「国家及政府の承認を論ず」国際知識及評論・昭一三年五月号、「国家相続の研究」法学研究三号、「大陸 れにおいても関係国際法規の解明上、すぐれた見識をうかがうことができ、今なお独自の煌きを失わない。

と世界経済―世界経済法の生誕」一橋論叢一八巻一号、「I・M・C・Oへの路―海洋自由論 と 世界経済」 また博士は、 国際経済法や国際人権法のような新しい分野においてパイオニア 的論文を書く一方(「国際連合 一橋

際

玉

きである。

ばならない(「安保条約にたいする我々の立場」集団安全保障と日本外交・所収)。各種安全保障体制の機能的分 によりわが国の安全保障問題に関し健全な世論形式者として活発な役割を果されたことにも言及しておかなけれ 中立」法学新報五九巻九号、「法人の敵性」国際法外交雑誌四〇巻四号)。さらに、博士がその多くの論文や時論 論叢二四巻四号、「国際人権宣言」国際法外交雑誌四八巻一・二号)、その得意とした戦時国際法の領域において 「国際連合と地域協定」国際法外交雑誌四八巻五号、「集団的自衛の法理」安全保障体制の研究(上)・所収)。 また集団的自衛権の法理に関しても注目すべき論述がある(「安全保障の法形態」安全 保障体制論・所 収、 注目すべき貴重な諸論文をものされた(「太平洋戦争と開戦法理」太平洋戦争原因論・所収、「ドミニオンと 最近の著「国際法講義」(一九八○年)において、「国際法は、地球上の複数国家の体制を規律す

多元的国際秩序の基礎を一つの人類法社会の内在的価値に求めようとするものであろう。大いなる構想というべ る世界法秩序 Weltrechtsordnung を肯定」すべきであって、これは来るべき秩序であるが、「この世界法理念が 国際法と国内法とを成立せしめ、次第に世界の秩序化を 実現していくものである」と 説かれた(二、一八頁)。

る世界秩序の一環である」とし、「国際法と国内法とに独自の存在を与えつつ、同時にこれを 包容しこれを 越え

(4) 拙稿「大平善梧先生―人と学説」一橋論叢六三巻二号。

を見て軍部におもねなかったし、 自由(昭和五五年)四月号。 博士は、きびしい時代とご自分の生きた姿勢を述懐して次のようにいわれたことがある―「戦時中にも内外の現実 戦後も無条件降伏の 法律を押しつける 占領軍へ一貫して 阿諛も追従も 行わなかった」

そして腕をみがけ」(「法学研究のための一指針」一橋論叢三七巻四号)という言葉の中にも、先生の教育者としての気魄 格を深く印象づけるようにダイナミックな教育・指導を展開された。「アジアを 忘れるな、世界を見よ、職分を つくせ、 の帰途、しみじみと中村博士の明治人としての風格について語られた。が、人も知るように、大平先生も甚だ個性的な風

のほどを知ることができよう。

昨年(一九七九年)七月一三日、筆者は大平先生にお伴して雑司ガ谷霊園に眠る中村博士のお墓にもうでた。そ